

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
加須市	騎西地域第1地区（騎西（下崎を除く）地区、鴻荃地区、高柳地区）	令和3年3月10日	令和6年3月28日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	772ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	391ha
③地区内における農業者の耕作面積の合計	772ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	349ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	42ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	128ha
（備考）農地中間管理事業の実施状況・地区集積面積（戸崎 42ha、名倉 52ha、日出安 48ha、外川 9ha、山王 15ha、牛重・根古屋 83ha、合計 249ha）	

2 対象地区の課題

中心経営体は31名いるが、農業者の高齢化や後継者不足による担い手の減少が見込まれるため、後継者、新規就農者の育成や新たな農地の受け手となる担い手の確保が課題となっている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

当地区は、水稻を中心とした地域農業が展開されていて、麦、そば、施設園芸等の複合的な農業経営が行われている。鴻荃地区では、そばの作付けや梨の栽培が特徴的な営農となっている。また、高柳地区では、採種組合が存在し、「彩のかがやき」の原種生産を推進している。

農地の受け手となる中心経営体への農地集積・集約化を促進するため、次の取組みをJA、農業委員、農地利用最適化推進委員及び埼玉県農地中間管理機構と連携して推進する。

- ①農地中間管理事業の推進
- ②中心経営体と貸付希望者とのマッチング
- ③新たな中心経営体の発掘
- ④地域の合意形成を踏まえ中心経営体となりうる農業関連の企業を見極めた上で参入を推進

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	1	水稻、養豚	5.0 ha 700 頭	水稻、養豚	6.0 ha 700 頭	鴻葦地区
認農	2	水稻、麦、 そば	6.3 ha	水稻、麦、 そば	6.8 ha	鴻葦地区
認農		水稻	3.2 ha	水稻	6.0 ha	鴻葦地区
認農	3	水稻、麦、 養魚	11.2 ha	水稻、麦、 養魚	11.2 ha	高柳地区
認農		水稻、麦、 野菜	30.1 ha	水稻、麦、 野菜	50.1 ha	高柳地区
認農	4	水稻、麦	10.0 ha	水稻、麦	10.0 ha	鴻葦地区 高柳地区
認農		花卉、水稻	1.9 ha	花卉、水稻	1.9 ha	高柳地区
認農	5	水稻、麦	4.6 ha	水稻、麦	6.7 ha	高柳地区
認農		梨	1.8 ha	梨	1.8 ha	鴻葦地区
認農 法	6	麦	0.7 ha	麦	1.0 ha	騎西地区 鴻葦地区 高柳地区
認農 法		水稻	12.0 ha	水稻、麦	30.0 ha	鴻葦地区 高柳地区
認農	7	水稻	7.0 ha	水稻、麦	10.0 ha	鴻葦地区
認農		水稻、麦、 そば	24.0 ha	水稻、麦、 そば	35.0 ha	鴻葦地区
認農	8	水稻、麦	0.4 ha	水稻、麦	0.4 ha	鴻葦地区 高柳地区
認就		水稻、麦	0.0 ha	水稻、麦	4.0 ha	鴻葦地区
認農	9	水稻、麦	14.4 ha	水稻、麦	17.0 ha	騎西地区 鴻葦地区 高柳地区
認就		水稻	7.5 ha	水稻	11.0 ha	高柳地区
認農 法	10	水稻	5.0 ha	水稻、麦	12.0 ha	高柳地区
認農		水稻	6.0 ha	水稻	7.0 ha	鴻葦地区 高柳地区
認農	11	水稻	7.6 ha	水稻	10.0 ha	鴻葦地区 高柳地区
認農		水稻	1.2 ha	水稻	1.2 ha	騎西地区
認農	12	水稻	3.0 ha	水稻、梨、 野菜	6.0 ha	騎西地区
認農		水稻	3.1 ha	水稻	6.0 ha	高柳地区
認農	13	水稻	0.5 ha	水稻	1.0 ha	鴻葦地区
認就		野菜	0.5 ha	野菜	0.5 ha	騎西地区 鴻葦地区
認農	14	水稻	3.0 ha	水稻、麦	20.0 ha	高柳地区
認農		水稻	4.0 ha	水稻	10.0 ha	高柳地区
認農 法	15	水稻	4.4 ha	水稻	8.0 ha	牛重地区
認農		水稻	5.0 ha	水稻	10.0 ha	鴻葦地区
認農	16	水稻	2.0 ha	水稻	2.0 ha	高柳地区
認就		水稻、麦、 そば	6.6 ha	水稻、麦、 そば	17.1 ha	鴻葦地区
計	16人		192.0 ha 700 頭		319.7 ha 700 頭	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

●農地の貸付け等の意向と中心経営体の確保の推進

貸付け等の意向が確認された農地は、25筆、16,237㎡（1.6ha）となっている。
 一方、中心経営体の引き受け意向は128haであるが、後継者不明等の面積が391haに達しており今後農業者の高齢化や後継者不足による貸付の増加が見込まれるため、更なる中心経営体の確保に向けて地元や関係機関等と連携し、中心経営体や認定農業者等の担い手間の情報共有を図る。

●農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理事業を推進し、中心経営体を始めとする地域の担い手への農地集積・集約化、農地の有効利用及び規模拡大による農業経営の効率化を促進する。

事業化している戸崎地区、名倉地区、日出安地区、外川地区、山王地区、牛重・根古屋地区への中心経営体の増加等を促進するとともに、新規地区の事業化を検討する。

また、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう、地域の熟度や必要度合い等を検討したうえで、基盤整備等の条件整備を実施する。

●高収益作物の導入方針

米、麦等の土地利用型作物以外に収益性の高い野菜や園芸作物への転換を推進し、農家の経営安定を図る。

●区画拡大の推進

効率的な農業を目指すため、市の制度である農地集積畦畔除去等補助金により区画拡大を推進する。また、優先順位を設け、農地中間管理機構等によるほ場整備を推進する。

農地の貸付け等の意向

	農地の所在（地番）	貸付け等の区分（㎡）		
		貸付け	作業委託	売渡
1	芋莖字下戸塚201-1 他24筆	603		